

事実の錯誤（後編）——因果関係の錯誤

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑法#27 / 動画: <https://youtu.be/gl93DFKnShc>

第4章 故意と錯誤 ④／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1

因果関係の錯誤——経路がズレたら、どうなるか

短答・論文共通／論文の骨格

前編のおさらい——故意犯の個数は片付いた

|前編の到達点

- 法定的符合説で、AにもCにも**故意を認め**、発生した結果の数だけ**故意犯が成立**する（数故意犯説）
- 複数の故意犯は、**54条1項前段**の観念的競合として、処断は重いほうの1個にまとまる

|今日の問い

- 思っていた経路と、実際の経路が**ズレた**とき、故意は認められるのか

図：前編のおさらい——故意犯の個数は片付いた

前回、法定的符合説から、成立する故意犯の個数まで、片付けました。前回、数故意犯説なら、発生した結果の数だけ故意犯が成立する、と確認しましたね？今日は、もう1つの問

いに移ります。以前、因果関係も客観的構成要件要素だと確認しましたね。その「大筋」が、今日、実際に効いてくる場面です。

設例——溺れさせるつもりが、橋脚に

|設例

- Xは、Aを橋の上から川に落として、**溺れさせるつもり**で突き落とした
- ところが、Aは水面に届く前に、**橋脚に頭を打って**死亡した

|問題の所在

- 認識していた因果経過（溺死）と、実際に生じた因果経過（橋脚への衝突死）が**食い違う**
- 構成要件的故意は、認められるか

図：設例——溺れさせるつもりが、橋脚に

設例です。Xは、元同僚のAを、橋の上から川に落とそうとしました。溺れさせるつもり

で、突き落としたんです。ところが、Aは水面に届く前に、橋脚に頭を打ってしまいまし

た。それが原因で、死亡しました。Xが認識していた因果経過は「溺れて死ぬ」でした。でも、実際に生じた因果経過は「橋脚にぶつかって死ぬ」でした。この違いを、因果関係の錯誤と呼びます。構成要件的故意は、認められるのでしょうか？

★ 論文で書く規範：因果関係の錯誤 実際に生じた因果経過が、Xの認識していた因果経過と食い違う場合をいう。この食い違いを抱えたまま、構成要件的故意を認めてよいかが問題となる。（問題の所在）

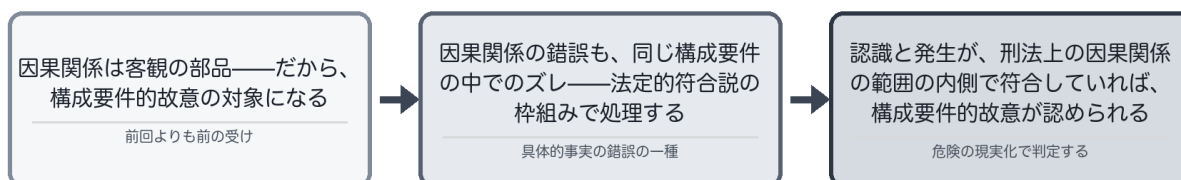
故意が無いように思える——その感覚が正しいかを、これから確かめていきましょう。

2

山場②：法定的符合説から、3段で導く

短答・論文共通／論文の骨格

3段で導く——因果関係の錯誤も、法定的符合説で処理する



因果関係の錯誤のためだけの、新しい判断枠組みを作る必要はない

図：3段で導く——因果関係の錯誤も、法定的符合説で処理する

ここで、1つ、たとえ話をします。依頼主が、配達員にこう頼んだとします。「この荷物を、渋谷駅まで届けてほしい」と。国道を通るか、裏道を通るかは、指定していません。配達員は、最短ルートのつもりで裏道に入りました。でも工事中で通れず、遠回りの国道を頑張って届けました。求められていたのは「渋谷駅に届くこと」でした。経由地点まで含めた、具体的な経路ではありません。ここから、3段階で考え方を導いていきましょう。1段階目です。因果関係も、客観的構成要件要素です。だから、構成要件的故意の対象となります。とすれば、2段階目です。因果関係の錯誤も、具体的事実の錯誤の一種です。

だから、法定的符合説によって処理すべきこととなります。3段階目です。殺人罪の構成要

件は「溺れて死ぬ」と指定しているのでしょうか？条文が求めているのは、経由地点ではありません。「刑法上の因果関係があること」という、抽象的な一致だけです。だから、認識と発生因果経過が符合していれば、構成要件的故意が認められます。これが、はじめに触れた「大筋の認識で足りる」の、中身です。危険の現実化として認められるかどうかで判定します。行為の危険性が、結果として現実化したといえるか——という判定でしたね。相当性という言葉には、ここでは戻りません。

★ **論文で書く規範**：法定的符合説からの処理（因果関係の錯誤） 見比べるレベルを、経路の具体的な中身ではなく**刑法上の因果関係**まで引き上げる立場。認識していた経路と、実際に生じた経路が**刑法上の因果関係の範囲内で符合している**限り、構成要件の故意が認められる。（規範（判例・多数説の到達点））

宅配便の話と、まったく同じ構造です。

3

設例へのあてはめ——2段構えで確かめる

短答・論文共通／論文の骨格

2段構えのあてはめ——具体的には不一致、構成要件では一致

	内容
具体的事実のレベル	認識＝溺れて死ぬ／発生＝橋脚にぶつかって死ぬ × 不一致
構成要件的評価のレベル	認識・発生ともに、刑法上の因果関係が認められる ○ 一致

具体的には食い違っても、構成要件的評価のレベルでは一致している

図：2段構えのあてはめ——具体的には不一致、構成要件では一致

では、実際にXの設例へ、あてはめてみましょう。まず、具体的な事実のレベルです。認識していたのは「溺れて死ぬ」でした。発生したのは「橋脚にぶつかって死ぬ」でした。ここで終われば、故意は認められません。でも、構成要件的評価のレベルまで、視点を上げます。どちらも、Xの突き落とし行為から、Aの死亡に至っています。どちらも、刑法上の因果関係が認められます。危険の現実化として、どちらも認められます。だから、構成要件の故意は認められます。

4

どこまでズレてよいか——境目は刑法上の因果関係

短答・論文共通／論文の骨格

該当例と非該当例——範囲の内と外

	該当例	非該当例
認識していた経路	溺れて死ぬ	溺れて死ぬ
実際に生じた経路	橋脚にぶつかって死亡	自力で岸に上がり、その帰り道に、無関係な車にはねられて死亡
刑法上の因果関係の範囲内か	○ 範囲内	× 範囲外
結論	殺人既遂 構成要件の故意が認められる	殺人未遂どまり 既遂の因果関係が切れ、故意を論じる前に話が終わる

認識していた経路が同じでも、実際の経路が範囲の外に出れば、土俵そのものが変わる

図：該当例と非該当例——範囲の内と外

実は、そこに1つ、限界があります。境目は、刑法上の因果関係のところにあります。もし、Aが川から自力で岸に上がって、その帰り道に、無関係な車にはねられて死亡していたら——認識していた経路は、まったく同じです。でも、この場合は、Xが突き落とした行為の危険が、車にはねられたことの中に現実化した、とは言えません。はい、範囲の外です。ここで、順序が大事になります。因果関係の錯誤は、構成要件の故意が認められるかどうかの話でした。でも、範囲の外に出たときは、その故意の話に、そもそも入りません。客観的な構成要件要素である因果関係が、先に欠けてしまうからです。

だから、Xは、殺人未遂にとどまります。範囲の内側でズれる限り、故意は揺らぎません。でも、範囲の外に出た瞬間、話は故意より手前の、因果関係の段階で終わってしまいます。気づきましたね。前回の問いと、今日の問いは、双子のような関係なんです。

5

認識必要説と認識不要説——結論は同じ

短答・論文共通

認識必要説と認識不要説の対比——道筋は違うが、結論は同じ

	認識必要説	認識不要説
立場	因果関係の認識必要説	因果関係の認識不要説
理由づけ	法定的符合説の枠組みで、因果関係の認識も必要とする	因果関係についての認識自体、そもそも不要と考える
結論	構成要件の故意は阻却されない	構成要件の故意は阻却されない

対比してみても、割れているのは道筋だけ——結論はどちらも同じ

図：認識必要説と認識不要説の対比——道筋は違うが、結論は同じ

法定的符合説によるこの処理をめぐっては、もう1つ、細かい対立があります。安心してく

ださい。今回は、結論は割れません。しかも、初めて見る対立ではありません。以前「因果関係も対象か」で見た、必要説と不要説が、そのまま出てきます。1つ目は、因果関係の認識必要説と呼ばれます。法定的符合説の枠組みの中で、因果関係の認識も必要だと考えます。もう1つは、因果関係の認識不要説です。因果関係についての認識自体、そもそも不要だと考えます。でも、どちらの説でも、結論は同じです。溺れて死ぬはずが橋脚だった——このズレは、どちらの道筋をたどっても、Xの故意を消しません。認識必要説は、因果関係も故意の対象だ、と考える側です。でも、その認識は、刑法上の因果関係の範囲内で符合していれば足ります。認識不要説なら、認識を問わない以上、ズレても故意は消えません。

★ **論文で書く規範**：認識必要説と認識不要説の結論 因果関係の認識必要説・因果関係の認識不要説——理由づけの道筋は異なるが、結論はどちらも構成要件の故意は阻却されない、で一致する。（結論の一致（道筋だけが違う））

「割れる論点」として身構える必要はありません。この処理の仕方も、あとで答案の書き方として確認しましょう。

6

答案での書き分け——因果関係の錯誤は長く書かない

短答・論文共通

答案での書き分け——因果関係の錯誤の位置づけ

因果関係の錯誤——認識必要説でも不要説でも結論は同じだから、答案では長く書かない

争いが無いところに紙面を使いすぎない

故意犯の個数——前回、答案の並べ方まで確認済み

今日は、因果関係の錯誤の扱いだけ、押さえておけばよい

図：答案での書き分け——因果関係の錯誤の位置づけ

今日の答えを、答案の書き方に落とし込みましょう。因果関係の錯誤は、どちらの説でも結論が同じなので、答案では長く書きません。争いが無いところに、紙面を使いすぎな

いことも大事です。今日は、因果関係の錯誤の扱いだけ、押さえておけば十分です。

◆ **今日の地図（保存版）**

今日の地図

因果関係の錯誤＝認識していた因果経過と、実際の因果経過が食い違う場合



山場②＝因果関係も客観の部品——だから法定的符合説で処理する、3段階の導出



あてはめ＝具体的には不一致でも、構成要件の評価で一致していれば故意を認める



認識必要説・認識不要説＝道筋は違うが、結論はどちらも故意を阻却しない



答案での書き分け＝結論が同じ論点は、長く書かない

図：今日の地図

では、今日の内容を、1本の地図にして振り返りましょう。まず、因果関係の錯誤です。認識していた因果経過と、実際の因果経過が食い違う場面でした。山場②では、因果関係も客観的構成要件要素だから、法定的符合説で処理する、という3段階で導きました。あてはめでは、具体的な事実のレベルでは不一致でも、構成要件的评价のレベルでは一致していれば、故意が認められると確かめました。そして、認識必要説と認識不要説——道筋は違っても、結論はどちらも故意を阻却しませんでした。だから、答案では、この点を長く書

きません。構成要件というレベルでしか見ない——法定的符合説の性質そのものです。

この先、いくつか、送っておく話があります。今日は、同じ構成要件の中でのズレだけを扱いました。構成要件をまたいでしまった場合には、別の条文が用意されています。そちらは、また別の回で扱います。「経路がズレても、構成要件レベルでは一致する」という今日の考え方は、この先の2つの大きな論点で、そのまま部品として使います。錯誤の話は、これで一区切りです。1つずつ、積み上げていきましょう。